

掲載日	令和6年8月6日（火）
担 当	島根県 土木部 道路維持課 実原
TEL	0852-22-5187
メール	douroijji@pref.shimane.lg.jp

県道 大社日御碕線の道路崩落による全面通行止めについて（第四報）

令和6年7月9日（火）に道路崩落し、全面通行止めとなっている箇所において、地権者様のご厚意、ご協力により、7月29日（月）から私有地を活用し緊急車両等の指定車両に限定した通行が可能となっております。

このたび、道路勾配を現在より緩くする暫定坂路の設置工事が完了する見込みとなり、8月11日（日）9時からこの暫定坂路を使用したルートの実運用を開始します。これにより日御碕地区の住民の皆様が使用する車両が通行できるようになります。

1. 措置の概要

- ・ 今回の措置により、救急や燃料運搬等の緊急車両等に加えて、日御碕地区住民が使用する車両等が新たに指定車両となります。
- ・ ルート上に勾配が急な箇所、幅員が狭い箇所があるため、指定車両以外の一般車両の通行はできません。
- ・ 指定車両の実運用に関する詳細は、別紙「出雲市の報道資料」をご覧ください。

2. 今後の対応

- ・ 一般車両が通行可能な仮設迂回道路の整備については、調査ボーリング等の土質調査を実施中であり、それら調査や検討が整い次第、改めてお知らせします。

なお、調査や施工にあたっては、災害協定に基づき、災害発生直後より（一社）島根県測量設計業協会、（一社）島根県出雲地区建設業協会の皆様にご協力をいただいておりますこと、今回の暫定坂路設置につきましても、24時間体制でご尽力いただいておりますことに、あらためて感謝申し上げます。

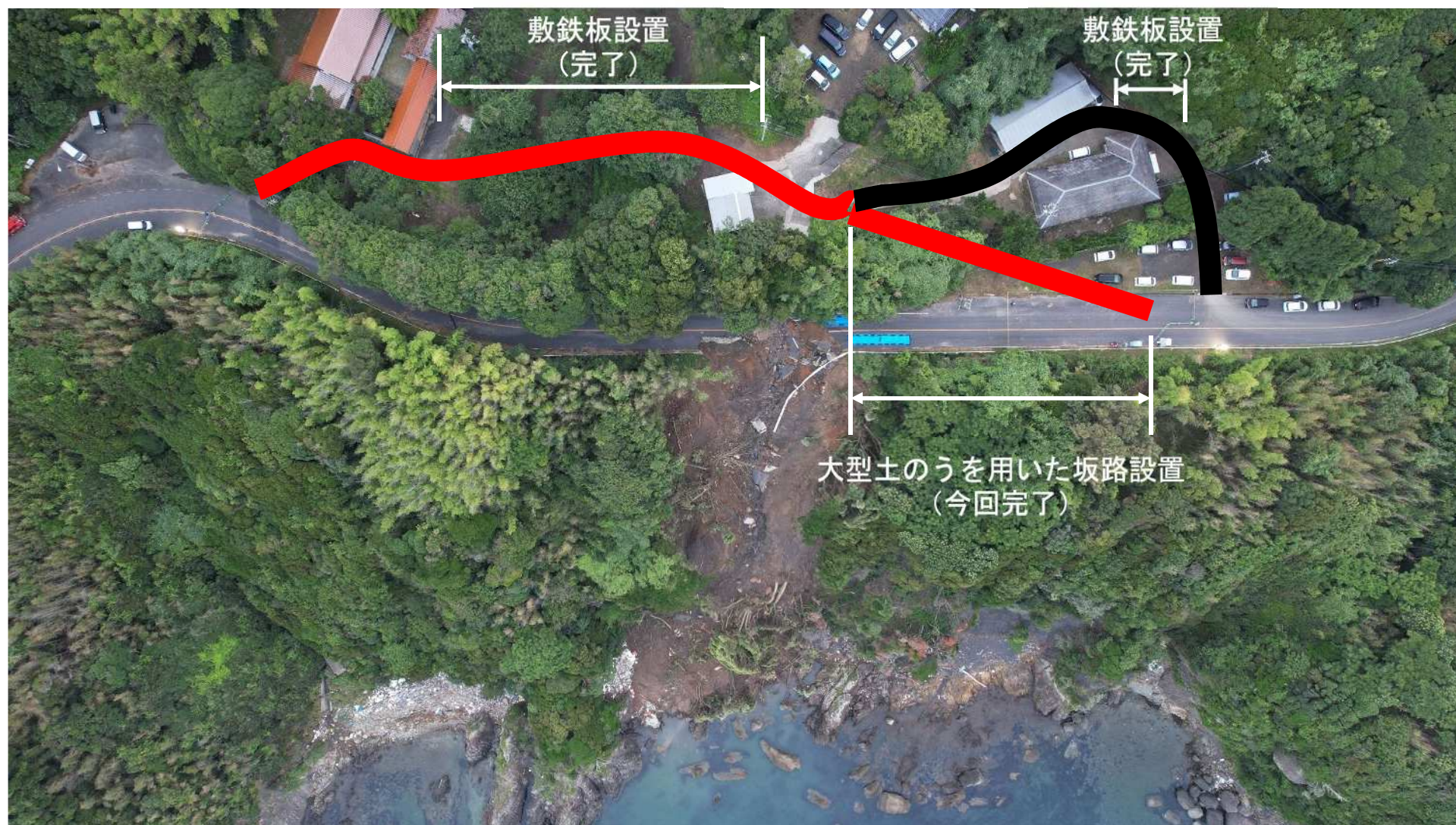


図. 緊急車両等に加えて地区住民車両等が通行が可能なルート

報道各社 様

報 道 資 料
令和 6 年(2024)8 月 6 日
防災安全部 防災安全課

出雲市長 飯塚 俊之
(防災安全部防災安全課)

日御碕緊急用仮設通路の運用について

日御碕緊急用仮設通路は、現在は緊急車両等、市が指定した車両のみ通行可能としています。このたびの工事により、勾配の緩やかな坂路に切り替わり、通行に注意を要する箇所の一つである急勾配が改善されます。

つきましては、日御碕地区の住民車両及び残置車両について、下記のとおり出雲市が指定する車両に追加をして通行可能とします。

なお、この仮設通路は、鉄板敷等の注意を要する箇所があるため、今回追加する車両以外の一般車両は、引き続き通行できません。

記

1. 通行可能車両

出雲市が指定する以下の車両

(1) 今回新たに追加する車両〔令和 6 年 8 月 1 1 日(日) 9 時より〕

- ①日御碕地区の住民が使用する車両
- ②日御碕地区に残置されている宿泊客、宿泊施設従業員等の車両

(2) 引き続き指定する車両

- ①消防関係車両(救急車、消防ポンプ自動車等)、警察車両
- ②LPガス、灯油関係車両(各関係機関と調整のうえ指定)
- ③公用車(各種行政サービス業務車両)
- ④電気、通信関係車両(各関係機関と調整のうえ指定)
- ⑤市委託業務車両(所管部署と調整のうえ指定)
- ⑥医療、介護関係車両(各関係機関と調整のうえ指定)
- ⑦その他日御碕地区の多数の住民の生活に必要と認められるもの
(日御碕地区と調整のうえ指定)

2. 通行規定

- ・通行時間は制限なし。(警備員が 24 時間常駐)
- ・現地警備員に市が発行する「指定証」を提示のうえ、指示に従うこと。
- ・この通路は、歩行者用通路に鉄板敷等を施した簡易なものであり、一般道とは異なるため、徐行のうえ細心の注意を払って慎重に通行すること。

3. 問い合わせ先

出雲市役所 防災安全課(木村、角)
電話: 0853-21-6268